

中東知的財産ニュースレター Vol.32

エジプト：特許庁が PCT 出願の受付を開始

2019年5月1日より、特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願の受理官庁として、エジプト特許庁は、オンラインによる PCT 出願の受付を開始した。

出願人は、アラビア語または英語にて特許出願が可能で、オーストリア特許庁、エジプト特許庁、ヨーロッパ特許庁、または米国特許商標庁を管轄調査機関として指定することができます。

ヨルダン：特許取得手続きの変更

アブドゥラー二世国王は勅令により、既存の特許規則および特許料を改定する 2019 年規則第 5 号を承認しました。新規則は、2019 年 1 月 9 日付官報第 667 号にて公示されました。改定には以下の事項が含まれます：

公開：特許出願は、出願日から 18 ヶ月後または優先日から 18 ヶ月後に公開されます。これまでは、認可された特許出願に限り公開されていましたが、この期間の満了後、所定の検索料を支払うことで、継続中の特許出願の検索が可能となります。

手数料：新規則は、個人出願と企業出願を区別しており、この区別を反映して、特許料の見直しと改定がなされました。

この改定特許規則により、ヨルダンにおける特許取得手続きに関する多くの変更が導入されました。その一つに、第三者による特許出願のレビューに関するものがあります。またこの規則は、PCT に基づく国際特許出願費用についても定めています。

イラク（クルディスタン）：手数料の値上げ

クルディスタン商標局は、商標登録出願の手数料の値上げを発表しました。これにより、アルビールでの登記料は IQD 50,000 から IQD 100,000 に引き上げられました。

クウェート：委任状に関する規定の変更

クウェート商標局は、オンラインポータルにて商標代理人向けに、委任状に関する規定の変更について発表しました。これには以下の規定が含まれます：

- (a) 委任状は、出願時に提出が求められる必須書類であり、この提出がない場合、申請は却下される。委任状は、合法的に認証され、アラビア語に翻訳されたものでなければならない。
- (b) 委任状には、以下の事項が含まれなければならない：出願人名、国籍、住所、業種、二者間の権限と責任、勤務地（クウェート）、委任状の有効期限、更新および失効手続き
- (c) 委任状は、以下の任務のために設けられる必要がある：（商標ごとに）申請、異議の申し立て、登録および登録証明の発行
- (d) 委任状は、以下の新たな任務のために設けられる必要がある：商標登録の更新、住所変更、譲渡の届け出（商標ごとに個別の届け出が必要）
- (e) 委任状の有効期限は 10 年とし、失効の 6 ヶ月前から更新を可能である。

商標局は、審議の結果、一通の委任状を、同じ申請者が行う複数の出願をサポートするものとして認めることに合意しました。ただし、委任状の有効期間を 10 年とする期限は、変わらず適用されます。

クウェート：商標の検索

クウェート商標局にて商標登録検索を行うことが可能となりました。

しかし今のところ、その検索結果は 100%信頼できるものとは言えません。今後、この新たな検索機能は徐々に向上し、信頼性も上がるものと思われます。

よって、しばらくは、できるだけ正確な情報を得るために、プライベートデータベースによる商標登録検索も同時に行うことで、商標局の検索結果を補うことが推奨されます。

リビア：失効した商標の更新

リビア商標局は、失効した商標登録に関して、失効時期に関わりなく、更新申請を受け付けることを発表しました。

失効した登録商標の更新申請期日は 2019 年 6 月 30 日です。この期日を過ぎると、失効した商標は、すべて無効とみなされます。

現時点では、効力を取り戻した商標と、その有効期限が切れている間に新たに登録された商標との間に対立が生じた場合の対処については、明確にされていません。そのような対立の解決や、失効した商標の更新に対する第三者の異議申し立てへの対処に関し、まだ何も手続きは設けられていないようです。

リビアに市場を持つブランドオーナーは、リビアでの登録期限が過ぎて失効している商標のうち回復を希望するものがないか、記録を確認する必要があります。また、登録を回復された商標とコンフリクトするおそれのある商標登録はないか、留意しなければなりません。ただし、上述のとおり、対立が生じた場合の対処策はまだ明確にされていません。

サウジアラビア：手数料の値下げ発表-実施はまだ

2016年9月にサウジアラビアがGCC商標法を採用したことを受け、サウジアラビア商標局は、商標登録料をUSD 535ドル引き上げました（28%の増額）。

それから3年ほどが経過した2019年3月7日、サウジアラビア商業投資省は、商標検索料、商標登録料、商標維持料を改定する閣僚決議を発表しました。

この決議により、商標登録検索、商標申請および登録にかかる費用は30%~90%に大幅に減額されます。その結果、新料金はGCC商標法が導入される前の値上げ以前の料金よりも低くなることになります。

	料金 / USD
GCC 商標法導入前	1,865
2016年の値上げ	2,400
2019年の値下げ	1,786

ほとんどの手数料が下がったものの、公告料に変更はありません。一方、譲渡、名義変更、住所変更などの変更の記録に係る費用は、50%ほど値上がりしました。

しかしながら、この決議はまだ実施に至っておらず、これら減額された新料金がいつから適用されるのかについては明らかにされていません。

サウジアラビア：USPTO および KIPO との協力に関する覚書 (MoU)

サウジアラビアの知的財産総局（知財総局）は、同局と米国特許商標庁(USPTO)および韓国知的財産庁(KIPO)との協力に関する二つの決議を発表しました:

- 決議 395 号 12.7.1400H – 知財総局と USPTO との知的財産権の分野における二国間協力に関する覚書の承認
- 決議 412 号 19/7/1440H – 知的総局と KIPO との覚書の承認

決議 395 号は、二国間協力について次のように示しています：

"知的財産の定義、保護範囲及び取締り、国際的な義務、国際的なベストプラクティス、新興技術や創造と商業上の最先端の発展における調和"

これら協力の開始時期、サウジアラビアの商標局の審査手続きや登録手続きに、これら協力が及ぼす影響については、まだ明らかになっていません。

アラブ首長国連邦：税関手数料の統一

UAE 全域における知的財産に関わる税関手数料の統一を目的とする 2019 年閣僚決議 17 号が発表されました。

UAE は 7 首長国（アブダビ、アジュマーン、ドバイ、フジャイラ、ラスアルハイマ、シャルジャ、ウンム・アル・カウワイン）で構成され、それぞれ個別の関税当局があります。2019 年閣僚決議 17 号の目的は、全首長国の関税を統一することにより、関税当局間の一貫性を強化することにあります。

知的財産に関わる新税関手数料は、下表のとおりです：

サービス	料金 / AED
知的財産権（商標／著作権／産業財産権）の税関保護および規制の登録申請	200
知的財産権（商標／著作権／産業財産権）の侵害に対する税関検査の検証申請	2000
知的財産権の侵害に対する税関検査への苦情申し立ての妥当性を確保するための払戻し可能な保険	5,000
利害関係者の要請に基づく税関検査エクスプレスサービス	500
祝日および休暇期間中における知的財産権（商標／著作権／産業財産権）の侵害に関する苦情の税関検査申請	1,000

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 32

[著者]

CLYDE & CO



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2019年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。